

最低点の設定に係る他都市の状況及び他制度の考え方

＜全国の政令市の状況（民間移管実施都市のみ）＞

1 最低点を設定している都市

自治体名	満点	最低点
川崎市	1 4 5 点	9 2 点(約 6 割)
横浜市	1 7 6 点	6 割
新潟市	7 0 0 点	7 割
大阪市	2 2 0 点	7 割
堺市	2 0 0 点	5 割
北九州市	7 0 0 点	6 割
熊本市	5 5 0 点	書面審査でのみ設定
	(書面) 3 5 0 点	7 割

2 最低点を設定していない都市

自治体名	満点
仙台市	1 3 6 点
静岡市	1 8 点
名古屋市	3 2 5 点
神戸市	1 1 0 点
福岡市	なし（3段階評価）

＜本市の指定管理者選定・プロポーザルの考え方＞

	最低点	結果公表
指定管理者選定	申請者の合計得点が著しく低い(百分率後の合計得点がおおむね 60 点を下回る場合等)と判断される場合や、特に重要と考えられる項目の評価点が 0 点の場合は申請者の合計得点に関わらず、指定候補者として選定しないことができる。 (保健福祉局指定管理者選定委員会指定候補者審査指針)	委員会の審査結果を受けて、市長等が指定候補者を決定した後、その結果を申請団体に通知するとともに、<u>審査内容の概要を速やかに公表する。</u> <u>公表に当たっては、団体名を明らかにしたうえで、評価を 1 0 0 点満点に換算し、審査項目ごとに小数点第 2 位を四捨五入したうえで、小数点第 1 位までを表示する(以下略)。</u> (京都市公の施設の指定管理者制度運用基本指針)
プロポーザル	対象となる案件に対し<u>最低制限の評価点等</u>、一定の基準を設定し、当該基準を上回った者とのみ契約を締結するものとする。 (プロポーザル等実施手続ガイドライン)	プロポーザル等により契約の相手方を選定した場合にあっては、速やかに、その結果、<u>参加した事業者及び評価点</u>その他の契約の相手方を選定した理由が分かる情報を公表するものとする。 (プロポーザル等実施手続ガイドライン)